

市政改革基本方針の成果（平成18年度～平成22年度）

1 マネジメント改革

○経費の削減（22年度予算までの状況）

	経常経費	投資的経費	特別会計繰出金	合計
削減目標額	900億円	1,100億円	250億円	2,250億円
達成額	927億円	1,502億円	290億円	2,719億円
達成率	103%	137%	116%	121%
累計効果額	2,713億円	4,812億円	1,436億円	8,961億円

○事務事業の見直し

- これまでに乗用公用車の見直し、文書通送業務の民間委託化、指定管理者制度の導入などを実施
- 事業の必要性や実施主体・方法等について、外部の視点から公開の場で議論する「事業仕分け」を実施（21年2月、8月、22年8月）
- 地対財特法期限後の事業等の見直し（18年11月～22年3月）
⇒人権文化センター・地域老人福祉センター・青少年会館を廃止、委託事業・補助金等の見直しなど

○経費削減の取組（20年度とりまとめ ⇒ 21・22年度実施）

- 市政改革基本方針で掲げられた経費の削減、職員数の削減などの数値目標の達成をめざして、スピード感を緩めることなく各項目の取組を推進
- 真に必要な市民サービスの低下をきたさないよう「市民の目線」に立った取組を推進

○事務事業総点検（21年11月中旬とりまとめ）

- 当面の税収悪化に伴う財政収支不足に対応し、少子高齢化やグローバル化の進展など社会経済環境の大きな変化を踏まえ、施策転換の時期に来ているとの認識のもと、新たな市政改革につなげるため、全ての事務事業[3,174事業]についてゼロベースから点検・精査

○職員数の削減

- 目標▲約7,000人超・職員数を3万人台に

17年10月	22年10月	削減数（達成率）
47,608人	38,985人	8,623人（113%）

- 管理職ポスト数の削減

17年10月	22年10月	削減数
9,711	7,903	1,808

○給与の削減

- 数度に渡る給与カットに加え、給与制度を年功序列的なものから能力や勤務実績を重視した制度に改革
また、特殊勤務手当の削減などを行い、給与の削減率は政令指定都市の中で最大、給料水準は下から2番目

- 総人件費（一般会計第1部）

17年当初予算	22年度当初予算	削減額	削減率
2,914億円	2,362億円	552億円	19%

○市債残高の削減

17年度末	22年度末見込	削減額
5兆5,022億円	5兆624億円	4,398億円

○外郭団体等の改革

- 団体数の見直し

17年7月	22年7月	削減数
146	118	28

- 委託料の削減

17年度	21年度	削減額
979億円	562億円	417億円

2 コンプライアンス改革

○情報公開の徹底

- 情報公開推進のための指針の策定、公文書管理条例の制定、財務情報のディスクロージャー
- 情報公開室を設置し、市民が主役の「ガラス張り」の市政の実現に向け、情報公開を強力に推進 など

○公正確保の仕組みづくり

- 職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（18年4月）
⇒ 公益通報制度の導入、外部有識者で構成されるコンプライアンス委員会（公正職務審査委員会）の設置、内部統制体制の構築（内部監察）
- 団体との協議等のもち方に関する指針の策定（18年7月）
⇒ 団体からの要望等への対応手順、協議等の公開、協議等の内容の公表方法などの標準化
- 職員の職務の執行に関する要望等の記録等に関する規則の制定（18年9月）
⇒ 職員の職務執行に関する要望等の内容を記録し、対応方針とともに公表

○組織管理の徹底

- 懲戒処分等の指針の策定（18年4月）
⇒ 職員の非違行為に対し、厳正に対処することで、服務規律の確保を図り、もって、市民の信頼に応えることを目的に策定。処分の厳正化を図るため、適宜、改定を実施
- 懲戒条例の改正など
⇒ 悪質な非違行為に対して、より厳正に対処するため停職期間を最大1年まで延長（従来は最大3ヶ月）（懲戒条例の改正）。退職後の退職手当の支給制限・返納制度の創設（退職手当条例の改正）（22年3月）
⇒ その他、懲戒処分を受けた職員の期末・勤勉手当、退職手当の減額幅の拡大など組織管理を徹底
⇒ 全市的な体制として「服務規律確保プロジェクトチーム」を立ち上げ、不祥事根絶に向けた抜本的かつ具体的な方策を検討し「不祥事根絶プログラム」を策定（22年6月）、不祥事根絶推進チームを設置（22年9月）

3 ガバナンス改革

○経営体制の再構築

- トップマネジメント機能の強化 ～ 政策会議の活用
- 政策テーマごとに局組織を再編成 ⇒ 「こども青少年局」、「契約管財局」の新設等（19年4月）
経営補佐部門の再編成 ⇒ 「政策企画室」、「情報公開室」、「市政改革室」の新設等（20年4月）
市民病院の地方公営企業法全部適用への移行 ⇒ 「病院局」の新設（21年4月）

○区政改革

- 区政改革基本方針の策定（19年3月） ⇒ 予算に関する区長権限の強化と区の独自財源の充実など、区の自律経営に向けた仕組みづくり
- 地域特性に応じた区の独自取組や市民協働による地域の課題解決に向けた取組を推進
- 24区役所の税務担当課を7箇所の市税事務所に集約（19年10月）

○労使関係の健全化

- 時間内組合活動の見直し ⇒ 「ながら条例」を改正し、準備行為を有給の組合活動から除外
- 労使交渉等に関するガイドライン策定、交渉内容の公開
- 「職員団体及び労働組合との交渉等に関するガイドライン」、「団体との協議等のもち方に関する指針」の遵守など、透明性や公平・公正を確保した市政運営を持続